

大糸線（糸魚川・南小谷間）沿線地域公共交通検討会議 規約 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第1条 （略） （目的） 第2条 本会は、<u>糸魚川市及び小谷村並びに新潟県及び長野県が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号、以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づいて組織し、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施等に関する協議を行い、大糸線沿線地域の活性化の推進及び持続可能な発展に寄与することを目的とする。</u> 第3条 （略） （協議事項） 第4条 検討会議は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事項の協議を行う。 一 沿線地域の公共交通の現状・課題の分析、大糸線沿線地域の持続可能な発展に資する解決策のとりまとめに関すること <u>二 大糸線沿線地域を結ぶ交通体系のあり方に関すること</u> <u>三 計画の作成及び実施に関すること</u> <u>四 その他目的の達成のため必要と認められる事項</u> 第5条～第7条 （略） <u>（会議の運営）</u> 第8条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が指名した者が議事の進行を行う。 2 会議は、委員の過半数が出席し、または書面その他の方法により協議に参加しなければ、開くことができない。 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。 4 会議は原則として<u>公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。</u> 5 検討会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、<u>会議への出席、資料の提出、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。</u> 6 前各項に掲げるもののほか、会議の運営に必要な事項は会長が別に定める。 第9条～第14条 （略） 附 則 この規約は、令和8年4月1日から施行する。 附 則 この規約は、令和8年7月31日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規約は、令和8年9月25日から施行する。</u>	第1条 （略） （目的） 第2条 本会は、大糸線沿線地域の活性化の推進及び持続可能な発展に寄与することを目的とする。 第3条 （略） （協議事項） 第4条 検討会議は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事項の協議を行う。 一 沿線地域の公共交通の現状・課題の分析、大糸線沿線地域の持続可能な発展に資する解決策のとりまとめに関すること <u>二 その他目的の達成のため必要と認められる事項</u> 第5条～第7条 （略） <u>（検討会議の構成及び運営）</u> 第8条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が指名した者が議事の進行を行う。 2 会議は、委員の過半数が出席し、または書面その他の方法により協議に参加しなければ、開くことができない。 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。 4 会議は原則として<u>非公開とする。ただし、当日の会議資料及び議事概要は後日公開するものとする。</u> 5 検討会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、<u>検討会議への出席、資料の提出、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。</u> 6 前各項に掲げるもののほか、会議の運営に必要な事項は会長が別に定める。 第9条～第14条 （略） 附 則 この規約は、令和8年4月1日から施行する。 附 則 この規約は、令和8年7月31日から施行する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第5条関係） 大糸線沿線地域公共交通検討会議 名簿				別表（第5条関係） 大糸線沿線地域公共交通検討会議 名簿			
【委員】							
法令	区分	委員		委員	新潟県交通政策局長		
法第6条第2項第1号	地方公共団体	県	新潟県交通政策局長		新潟県糸魚川地域振興局長		
			新潟県糸魚川地域振興局長		長野県企画振興部交通政策局長		
			長野県企画振興部交通政策局長		長野県北アルプス地域振興局長		
			長野県北アルプス地域振興局長		糸魚川市副市長		
		市町村	糸魚川市副市長		小谷村副村長		
			小谷村副村長		西日本旅客鉄道株式会社金沢支社副支社長		
法第6条第2項第2号	公共交通事業者等	鉄道	西日本旅客鉄道株式会社金沢支社副支社長		流通経済大学経済学部教授 板谷 和也		
			東日本旅客鉄道株式会社長野事業本部総務部経営戦略ユニット長		国土交通省北陸信越運輸局		
			えちごトキめき鉄道株式会社からの被推薦者				
		バスタクシー等	糸魚川バス株式会社からの被推薦者	オブザーバー	大町市		
			有限会社糸魚川タクシーからの被推薦者		白馬村		
			有限会社白馬交通からの被推薦者		東日本旅客鉄道株式会社長野事業本部		
			アルピコ交通株式会社からの被推薦者				
			アルピコタクシー株式会社からの被推薦者				
			小谷観光タクシー有限会社からの被推薦者				
		道路管理者	新潟県糸魚川地域振興局地域整備部長				
			長野県大町建設事務所長				
法第6条第2項第3号	公安委員会	糸魚川警察署交通課長					
		大町警察署小谷警察官駐在所長					
法第6条第2項第4号	利用者	糸魚川市からの被推薦者					
		小谷村からの被推薦者					
	学識経験者	流通経済大学経済学部 板谷和也 教授					
	その他必要と認める者	観光関係者	糸魚川市観光協会からの被推薦者				
			小谷村観光連盟からの被推薦者				
		商工関係者	糸魚川商工会議所からの被推薦者				
			小谷村商工会からの被推薦者				
		国	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部長				
			国土交通省北陸信越運輸局鉄道部長				
	市町村	白馬村副村長					
【オブザーバー】							
区分	オブザーバー						
市町村	大町市						